

○名寄市立大学 I R 推進室規程

令和元年 10 月 1 日

令和 3 年 2 月 2 日

令和 4 年 2 月 2 日

(設置)

第 1 条 この規程は、名寄市立大学（以下「本学」という。）に設置する名寄市立大学 I R 推進室（以下「I R 推進室」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 I R 推進室は、教育、研究その他の大学の諸活動に関する情報を収集及び分析し、本学の運営のための計画策定、政策決定を支援することを目的とする。

(業務)

第 3 条 I R 推進室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 情報の収集及び提供並びに分析
- (2) 本学運営に係る計画策定の促進及び支援
- (3) 高等教育政策の分析及び政策関連テーマの研究
- (4) 収集した情報の検証

(組織)

第 4 条 I R 推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 統括管理者
 - (2) 室長
 - (3) 室員
- 2 統括管理者は、副学長もしくは学部長をもって充て、I R 推進室の業務を掌理する。
- 3 室長は、学長が指名した本学の教員をもって充てる。
- 4 統括管理者及び室長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 室員は、知識を有する教員及び事務職員をもって充てる。

(庶務)

第 5 条 I R 推進室の庶務は、事務局教務課及び事務局総務課が行う。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、I R 推進室の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱される統括管理者及び室長の任期は、第 4 条第 4 項の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。